

足場の組立特別教育講習会を6月28日 機械工具会館で開催

東京室内装飾事業協同組合人材育成委員会は、「第三回足場の組立作業等特別教育講習会」を6月28日(水)に港区芝の機械工具会館で開催する。改正労働安全衛生規則により平成27年7月より、高さに関係なく足場の組立て・解体または変更の作業に係る業務については特別教育修了者でなくては就けなくなり、その猶予期間が今年6月30日までとなっていることから実施するもの。

東装協では第一回講習会を2月に、第二回を4月に実施、既に140名が受講している。

今回は特例による時間短縮(3時間)の座学講習の3回目。「安全教員センター」の講師が担当する。

受講対象者は、平成27年7月1日時点で足場の組立て等作業に従事していた方。

カリキュラム内容は、

- ① 足場及び作業の方法に関する知識
(足場の種類、材料、構造及び組立図、足場の組立て、解体及び変更の作業の方法など)
- ② 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
(工事中設備及び機械の取扱い、器具及び工具)
- ③ 労働災害の防止に関する知識
(墜落防止のための設備、落下物による危険防止のための措置、保護具の使用方法及び保守点検の方法など)
- ④ 関係法令

講習終了後、修了証が発行される。

今年の7月以降に足場の組立て作業に従事するには、この特別教育を修了していることが必須となる。

東京室内装飾新聞(第610号)より引用